第二十六条の二第一項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第二項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第二十六条の三第一項及び第三項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第二十六条の四第二項中「）の金額」及び「増改築等住宅借入金等の金額」の下に「の合計額」を加え、同条第二十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「金額とに区分し」を「金額とに区分をし」に改め、同項第二号中「区分し」を「区分をし」に、「又は長期優良住宅借入金等」を「又は認定住宅借入金等」に、「規定する長期優良住宅借入金等」を「規定する認定住宅借入金等」に改め、同号ロ中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第二十三項第三号から第十一号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第二十五項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第二十六条の八を削り、第二十六条の八の二を第二十六条の八とする。

第二十六条の二十八の三第八項中「が払込み」を「が、払込み」に改める。

第二十七条の三の二中「建物の区分所有等に関する法律」の下に「（昭和三十七年法律第六十九号）」を加える。

第二十七条の五第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産につき法第四十二条の五第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該減価償却資産が同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（同号イに掲げるものに限る。）に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十七条の五第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号イ中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項第一号イ」を「第六項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十二条の五第一項第一号ロ」を「第四十二条の五第一項第一号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十二条の五第一項第一号イ」を「第四十二条の五第一項第一号ロ」に、「化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光、風力、水力及びエネルギー源として利用することができる廃棄物に限る。）」を「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令第一条第四号に規定する大気中の熱その他の自然界に存する熱又は同条第五号に規定するバイオマス」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の五第一項第一号イに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定発電設備で太陽光又は風力の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

一　太陽光を電気に変換する認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。次号において同じ。）でその出力が十キロワット以上であるもの

二　風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が一万キロワット以上であるもの

第二十七条の六第三項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改める。

第二十七条の九第一項第一号中「観光振興計画（以下この号において「観光振興計画」という。）」を「観光地形成促進計画」に、「同条第七項の同意」を「同条第五項の規定による提出」に、「同法第七条第一項の規定による変更の同意（以下この号において「変更の同意」という。）に係る観光振興計画」を「観光振興地域」に、「当該変更の同意」を「、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「変更の同意があつたこと」を「同条第八項の変更」に、「から当該変更の同意を「から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる」の下に「情報通信産業振興地域として指定された」を加え、「沖縄振興特別措置法第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画（以下この号において「情報通信産業振興計画」という。）につき同条第七項の同意のあつた日（同法第二十九条第一項の規定による変更の同意（以下この号において「変更の同意」という。）に係る情報通信産業振興計画において新たに同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）を「その指定の日（沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の変更により新たに当該情報通信産業振興地域」に、「当該変更の同意のあつた日）」を「その新たに該当することとなつた日）に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「変更の同意があつたことにより」を「沖縄振興特別措置法第二十八条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」に、「当該変更の同意のあつた日まで」を「その該当しないこととなつた日まで」に改め、同項第三号中「産業高度化地域として指定された」を削り、「当該指定の日（沖縄振興特別措置法第三十五条第五項の変更により新たに当該産業高度化地域」を「沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に、「その新たに該当することとなつた」を「当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法第三十五条第五項又は第六項の解除又は変更により当該産業高度化地域」を「同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域」に、「その該当しないこととなつた」を「当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた」に改め、同項第四号中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「当該指定」を「その指定」に、「特別自由貿易地域に」を「国際物流拠点産業集積地域に」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法」を「沖縄振興特別措置法」に改め、同項第五号中「当該指定」を「その指定」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「同法」を「沖縄振興特別措置法」に改め、同条第二項第一号中「第六条第三項第一号に規定する整備」を「第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備」に、「次号及び」を「次号、第三号イ及びロ並びに」に改め、同項第二号中「から第五号まで」を「、第四号又は第五号」に改め、「含む」及び「限る」の下に「。次号イにおいて同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

第二十七条の九第四項中「製造業（次項）」を「製造業（次項第一号）」に、「除く。次項」を「除く。次項第三号」に、「含む。次項」を「含む。次項第四号」に、「及び情報処理・提供サービス業並びに沖縄振興特別措置法第三条第八号」を「、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業（次項第五号において「インターネット付随サービス業」という。）並びに同条第八号」に、「情報通信技術利用事業（次項第六号」に改め、同条第五項第五号中「及び情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業」に改め、同条第六項中「、広告代理業」を削り、「エンジニアリング業、ディスプレイ業」を「沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業」に、「及び電気業」を「、同条第八号に掲げる電気業、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」に改め、同条第七項第四号中「及び機械設計業」を「、機械設計業、商品検査業及び計量証明業」に改め、同項に次の一号を加える。